

# IFRS任意適用企業の四半期開示分析

「分析」から新たにIFRSを任意適用した企業については図表1をご覧いただきたい。

なお、本文中意見にわたる部分は私見であることをあらかじめ申し添える。

(1) 外国に資本金が20億円以上の連結子会社を有していることなど

## IFRSでの四半期開示の規定

### II IAS34号

# 「期中財務報告」の概要

まず、IFRSによる四半期報告書を開示する場合、どのような規定があるかを以下、整理する。

### IAS34号の位置づけ

IAS34号「期中財務報告」は、四半期報告書で適用すべき会計処理および本表および注記の開示について定めている。そのうち開示については、企業が1事業年度全体よりも短い財務報告の期間(以下、「期中報告期間」という)において、完全な1組の財務諸表または1組の要約財務諸表を提出することが強制されたときまたはそれを選択したときに、IAS34号が適用される旨が定められている。

日本においては、四半期報告書の

場合、四半期連結財務諸表規則93条に基づき、指定国際会計基準特定会社<sup>(2)</sup>に該当する企業は、有価証券報告書と同様に四半期報告書においても、IFRSによる四半期報告書の提出が認められている。したがって、IFRSを任意適用している企業は、各四半期報告書における四半期連結財務諸表にはIAS34号を適用することになる。そして、ある企業の期中財務報告書においてIFRSに準拠している旨の記述をする場合には、それはIAS34号のすべての要求事項に従ったものでなければならぬ(IAS34号3項)。

(2) 四半期連結財務諸表規則1条の2で規定されている有価証券の発行者のうち、次に掲げる要件のすべてを満たす株式会社をいう。

一 次に掲げる要件のいずれかを満たすこと

- (イ)と 有価証券届出書または有価証券報告書において、連結財務諸表の適正性を確保するための特段の取組みに係る記載を行っていること
- (ロ) 有価証券届出書または四半期報告書において、四半期連結財務諸表の適正性を確保するための特段の取組みに係る記載を行っていること
- 二 指定国際会計基準に関する十分な知識を有する役員または使用人を置いており、指定国際会計基準に基づいて四半期連結財務諸表を適正に作成することができる体制を整備していること

### 作成される財務諸表

IAS34号において、期中財務報告書は、最小限、次の①～⑤を含んでいなければならないとされている(IAS34号8項)。なお、企業の直近の年次財務諸表が連結財務諸表であった場合、期中財務報告書も連結基準で作成される(IAS34号14項)

ため、①～④に「連結」の文言はないものの、連結財務諸表を示すことと解釈される。

- ① 要約財政状態計算書
- ② 純損益及びその他の包括利益を表示する要約計算書
- ③ 要約持分変動計算書
- ④ 要約キャッシュ・フロー計算書
- ⑤ 精選された説明的注記

企業が期中財務報告書のなかで1組の要約財務諸表を公表する際には、その要約財務諸表には、少なくとも、直近の年次財務諸表に掲記された見出しおよび小計のそれぞれ、ならびにIAS34号で要求している精選された説明的注記を含めなければならない。追加の表示項目または注記も、それらを記載しないと当該要約財務諸表が誤解を招くものとなる場合には、記載しなければならぬ(IAS34号10項)。この場合、「要約」「精選された」という用語のとおり、本表、注記の内容は事業年度のものとは比べて省略されることが考えられる。

なお、企業が期中財務報告書のなかで要約した財務諸表ではなく完全な1組の財務諸表を公表するとき、その財務諸表の様式および内容